

お得感を強調する広告に要注意！

スマホにはお得な商品の広告がたくさん現れます。「回数しばりなし！」「解約保証！」と書いてあるから大丈夫だと思って格安な商品を注文したら、しばらくして2回目が届き、実は定期購入の契約だったというトラブルが多発しているので注意が必要です。

■【事例】スマホの広告を見て980円のダイエットサプリメントを申し込んだら、2週間後に同じ商品3袋と2万円の請求書が届いた

スマートフォンを見ていたら、「回数しばりなし！」「解約保証！」のダイエットサプリメントが980円で試せるという広告が現れたので、コンビニ後払いでの申し込み。後日、商品を受け取り980円を支払ったところ、2週間後にまた同じ商品3袋と2万円の請求書が届いた。驚いて販売業者に電話で問い合わせようとしたが、話し中でつながらない。商品の販売サイトをあらためて見直したところ、ごく小さな文字で、「初回1袋、2回目以降3袋を自動で届ける。2回目は初回購入から14日後、3回目以降は28日ごとに届ける。2回目以降は定価の約34%OFFの6,578円（税込）（※3袋合計（税込）19,734円）。解約は、次回発送日の10日前までに電話で連絡するように」と書かれていることに気が付いた。2回目に届いた商品は送り返すので、お金は支払わなくてもいいか。

⇒通信販売にクーリング・オフはありません。返品できるかどうかは販売業者が定める返品の条件に従うことになります。消費者に不利な内容は小さな文字で書かれている場合があるので、細かい文字までしっかりと確認しましょう。ただし、誤認させる表示により申し込みをした場合は取り消せる可能性があるので、勝手に商品を送り返さず、早急に販売業者に連絡しましょう。

■契約内容をしっかり確認しましょう

・「解約は次回発送日の10日前までに」「解約は電話のみ」など、解約できる期間や方法が定められています。「気付いたら期限を過ぎてしまった」とならないよう早めに販売業者に連絡しましょう。電話がつながらないときは曜日や時間帯を変えてかけ、「混みっている」とメッセージが流れても、しばらくするとつながる場合があるので、すぐに切らないで待ってみましょう。それでもつながらない場合は、FAXやメールなど、別の方法で連絡し、連絡した証拠として記録を残しておきましょう。

・広告のお得な情報だけでなく、最終確認画面（注文に必要な事項を入力したのちに現れる画面）で注文確認ボタンを押す前に、購入回数、2回目以降の価格、解約条件・方法などの契約内容をよく確認しましょう。また最終確認画面はスクリーンショットなどで保存しておきましょう。

早めに気づくことが被害を最小限にとどめる第一歩です。消費生活相談は当事者からご相談いただくことが基本ですが、ご家族や高齢者を見守る方からのお問い合わせにも応じています。

◆この記事についてのお問い合わせ◆

名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679

◆個別のご相談は◆

名古屋市消費生活センター Tel.052-222-9671 月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)9:00～16:15

消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!) 年末年始を除く毎日 お近くの窓口につながります